

座間市勤労者生活資金貸付

制度の目的

市内勤労者の福祉の増進および健全な生活の安定を図るため、生活に必要な資金を低利で融資します。

制度の仕組み

市が特定の金融機関に預託し、この預託金に金融機関が自己資金を加え、市の定めた条件に従って勤労者に貸し付けるものです。

対象者

- (1) 市内に居住し、または市内の事業所に勤務していること
- (2) 貸付金の償還が確実と認められること
- (3) 金融機関が定める要件を満たしていること

貸付金の使途

- (1) 育児・介護休業費
- (2) 貸金遅欠配費
- (3) リフォーム費
- (4) 教育費
- (5) 自動車購入費
- (6) その他生活関連費

貸付金利

2.0% (教育費は 1.7%)
※別途保証料 0.7 ~ 1.2% が上乗せされます。

貸付限度額

1 人 200 万円 (限度額内で追加融資可能)

返済期間

5 年以内

返済方法

元利均等割賦返済 (毎月返済・ボーナス返済併用可能)

【申し込み先】

中央労働金庫 座間支店 融資担当 TEL : 046(255)1155

※申請方法などご不明な点は、中央労働金庫 座間支店にお問い合わせ下さい。